

薬生食輸発0129第1号
平成30年1月29日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産ミニトマト及びパプリカの検査命令免除業者の変更)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号（最終改正：平成30年1月11日付け薬生食輸発0111第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、輸出者IDの登録がされた輸出業者について、下記のとおり住所を変更した旨の連絡があったことから、同通知の別表18について別紙1、別表19について別紙2のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

<ミニトマト>

	変更前	変更後
輸出者ID	06	
業者の名称	(株) 世羅貿易 SERA TRADING CO., LTD	
業者の住所	#608, Seoul Agro-Fisheries & Food Corporation, 40, Balsan-ro, Gangseo-gu, Seoul	Bldg C-613, Queen's Park Nine 247, Gonghang-daero, Gangseo-gu, Seoul

<パプリカ>

	変更前	変更後
輸出者ID	08	
業者の名称	世羅貿易 (株) SERA TRADING. CO., LTD.	
業者の住所	#608, Seoul Agro-Fisheries & Food Corporation, 40, Balsan-ro, Gangseo-gu, Seoul	Bldg C-613, Queen's Park Nine 247, Gonghang-daero, Gangseo-gu, Seoul